

○大蔵委員会

内閣提出法律案（七件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 議決	備考	
7	農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案		五七、二二五	五七、二二六 受領	五七、二一九 (予)可 五七、二二六 議決	五七、二二七 可決	五七、二二五 可決 五七、二二〇 可決 五七、二二六 可決	五七、四一四 本会議で趣旨説明聴取
9	昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案		二二五	四一三 受領	四二四 可 四二七 議決	四二八 可決	二二五 修正 四九 修正 四一三 五七、四一四 本会議で趣旨説明聴取	
15	国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案		二二	三一九 受領	二二三 (予)可 三三〇 議決	三三一 可決	二九 可決 三八 可決 三九 可決	
16	法人税法の一部を改正する法律案		二二	三一九 受領	三一九 可 三三〇 議決	三三一 可決	二九 可決 三八 可決 三九 可決	三一九 本会議で趣旨説明聴取
17	租税特別措置法の一部を改正する法律案		二二	三一九 受領	三一九 可 三三〇 議決	三三一 可決	二九 可決 三八 可決 三九 可決	三一九 本会議で趣旨説明聴取
46	関税暫定措置法の一部を改正する法律案		二二〇	三三〇 受領	三三〇 可 三三〇 議決	三三一 可決	三二二 可決 三二六 可決 三三〇 可決	

衆議院議員提出法律案（四件）

番号	件名	提出者	提出日	予備送本院へ	提出月日	参議院	衆議院	備考
32	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案	大原一三君 外五名 (八三)	八四	八五	八四	八二七 継続審査	八四 可決 八五 可決	
31	貸金業の規制等に関する法律案	大原一三君 外五名 (八三)	八四	八五	八四	八二七 継続審査	八四 可決 八五 可決	
4	昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 (五七、二二〇)	五七、二二〇	五七、二二六	五七、二二〇 (予)可決 五七、二二六 五七、二二七 可決		五七、二二六 可決	
3	所得税の物価調整制度に関する法律案	堀昌雄君 外八名 (五六、二二三)	五六、二三四		五六、二三四 (予)		五六、二三四 継続審査	

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領	参議院	衆議院	備考
58	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案		五七、三二三	五七、四二三 受領	五七、三二三 (予)可決 五七、五二三 可決 五七、五二四 可決	五七、三二三 可決 五七、四二二 可決 五七、四二三 可決	

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案（閣法第七号）（衆議院送付）

五七、 一、二五 内閣提出

二、一六 衆可決

二、一七 参可決

#### 要旨

本法律案は、農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定において、低温、暴風雨等により生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十六年度において、一般会計からこれらの勘定に資金を繰り入れようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、昭和五十六年度において、一般会計から、同特別会計の農業勘定へ四百九十三億二千七百十万二千円、果樹勘定へ百十六億七千万円を限り、それぞれ繰り入れる。

二、一の一般会計からの繰入金については、後日、同特別会計の農業勘定又は果樹勘定において、決算上の剰余が

生じた場合においては、再保険金支払基金勘定に繰り入れるべき金額を控除してなお剰余があるときは、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れる。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました両案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案は、昭和五十六年度において、低温、暴風雨等による水稲、パレイシヨ、リンゴ等の被害が異常に発生したことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定に生ずる再保険金の支払い財源の不足に充てるため、必要な資金を一般会計からこれらの勘定に繰り入れようとするものであります。

次に、昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和五十六年

度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、両案は討論なく、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案（閣法第九号）（衆議院送付）

五七、 一、二五 内閣提出

二、二五 衆本会議趣旨説明

四、一三 衆修正

四、一四 参本会議趣旨説明

四、二八 参可決

#### 要旨

本法律案は、昭和五十七年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、財政法第四条第一項ただし書によるいわゆる建設国債のほか、同年度の公債発行の特例措置を定めようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一、特例公債は、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で発行することができる（昭和五十七年度一般会計予算総則第六条第二項に、同年度の特例公債の発行限度額を、三兆九千二百四十億円とする旨規定されている）。
- 二、租税収入等の実績に従つて、特例公債の発行額を限度額の範囲内で調整できるよう、昭和五十八年六月末日まで発行することができることとし、同年四月以降の本特例公債の発行収入は、昭和五十七年度所属の歳入とする。
- 三、一の議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならない。
- 四、特例公債については、借換債の発行は行わない。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和五十七年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和五十七年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もって国民生活の安定に資するため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による場合のいわゆる建設国債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債を発行することができることとする等、所要の規定を定めようとするものであります。

委員会におきましては、昭和五十六年度歳入欠陥の見通しとその対応策、昭和五十七年度における財政並びに経済運営の基本方針、今後における大量の満期到来債の償還及び借りかえのあり方、グリーンカード制をめぐる諸問題等について質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取いた

しましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して穂山篤委員、公明党・国民会議を代表して塩出啓典委員、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、民社党・国民連合を代表して三治重信委員よりそれぞれ反対、また、自由民主党・自由国民会議を代表して衛藤征士郎委員より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、財政の実態及びその中期的な展望を明らかにし、財政再建について国民の理解と協力を得るよう努めること等五項目の附帯決議を行っております。

以上御報告申し上げます。

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案  
(閣法第一五号)(衆議院送付)

五七、二、二 内閣提出

三、一九 衆可決

三、三一 参可決

## 要旨

本法律案は、最近における国税の還付の件数の増加傾向にかんがみ、還付事務の円滑化を図るため、還付加算金の支払を還付金等の支払と同様、直接、国税収納金整理資金から行うこととするとともに、資金の支払計画の示達に関する事務を大蔵大臣から所屬の職員に委任することができることとするものである。

## 委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における国税の還付件数の増加傾向にかんがみ、事務の円滑化を図るため、国税の還付加算金の支払いについて、還付金等の支払いと同様の取り扱いができることとしようとするものであります。

法人税法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、今後の税制改正の一環として、法人税の延納制度の縮減を図る等の改正を行おうとするものであります。

租税特別措置法の一部を改正する法律案は、法人税法と

同じく、今後の税制改正の一環として、特定設備等の特別償却率の引き下げ、価格変動準備金の対象範囲の縮小等、既存の特別措置の整理合理化及び交際費課税の強化を行うほか、土地等の短期譲渡所得と長期譲渡所得の区分の基準を改め、長期譲渡所得に対する課税を軽減する等土地税制についての改善を図るとともに、同居の特別障害者に係る扶養控除等の特例を設け、あわせて中小企業者の貸し倒れ引当金の特例制度等期限の到来する特別措置について適用期限を延長する等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上三案を一括して質疑を行い、法人税法、租税特別措置法改正二案については参考人の意見聴取を行いました。その間の詳細は会議録に譲ります。質疑を終了し、三案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して穂山篤委員より法人税法、租税特別措置法改正二案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して衛藤征士郎委員より三案に賛成、公明党・国民会議を代表して塩出啓典委員より法人税法、租税特別措置法改正二案に反対、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より同じく二案に反対、民社党・国民連合を代表して三治重信委員

より同じく二案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、国税収納金整理資金法改正案につきましては全会一致をもって、法人税法改正案及び租税特別措置法改正案は多数をもって、三案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、法人税法、租税特別措置法改正二案に対し附帯決議を付しております。

次に、関税暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、わが国の貿易の円滑な発展に資する見地から、東京ラウンド交渉に基づくわが国の関税譲許品目に係る実行関税率の段階的引き下げの一律二年分の繰り上げ及びウイスキー、半導体等の関税率の引き下げを行うとともに、アルミニウムの塊に係る関税の免税制度を新設するほか、適用期限の到来する石油に係る関税の減税還付制度及びトウモロコシ等の暫定関税率に係る適用期限を延長する等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上御報告いたします。

法人税法の一部を改正する法律案（閣法第一六号）（衆議院送付）

五七、 二、 二 内閣提出

二、 一九 衆本会議趣旨説明

三、 一九 衆可決

三、 一九 参本会議趣旨説明

三、 三一 参可決

#### 要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情にかえりみ、今次の税制改正の一環として、法人税法の改正を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、延納制度について、確定申告による法人税額に係る延納割合を四分の一以下（現行二分の一以下）に引き下げ

るとともに、中間申告による法人税額に係る延納制度を廃止する。

二、適格退職年金契約の範囲に全国共済農業協同組合連合会が締結する生命共済契約を加える。

なお、本法律施行に伴う租税の増収額は、昭和五十七年度約千四百四十億円と見込まれている。

#### 委員長報告

国稅收納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照

租稅特別措置法の一部を改正する法律案（關法第一七号）（衆議院送付）

五七、 二、 二 内閣提出

二、 一九 衆本會議趣旨説明

三、 一九 衆可決

三、 一九 參本會議趣旨説明

三、 三一 參可決

#### 要旨

本法律案は、最近における社会經濟情勢の推移及び現下の厳しい財政事情にかえりみ、今次の税制改正の一環として、租稅特別措置法の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、企業関係の租稅特別措置の縮減合理化

適用期限の到来する特別措置を中心に、公害防止用設備の特別償却割合を引き下げ、価格変動の著しい物品以外の物品を価格変動準備金制度の対象から除外する等、特別償却制度及び準備金制度等二十項目を整理合理化するとともに、政策効果の期待できないもの等を重点に四項目を廃止する。

#### 二、交際費課税の強化

交際費課税制度について、今後三年間の措置として、資本金五千万円以下の中小法人に対する定額控除を残したうえ、交際費の全額を損金不算入とする。

#### 三、土地・住宅税制の改正

土地等の短期譲渡所得と長期譲渡所得の区分の基準を所有期間（十年）に改め、長期譲渡所得については、特別控除後の譲渡益四千万円超の部分を二分の一総合課税



とするほか、居住用財産の買換えの場合等の課税の特例を新設する等の措置を講ずる。

#### 四、福祉対策のための改正

同居している特別障害者について現行の扶養控除等のほか五万円の特別控除を認めることとともに、勤労者財産形成貯蓄の利子等の非課税制度について、年金形式で支払を受ける一定の勤労者財産形成貯蓄の利子等を退職後も非課税とする。

#### 五、その他の改正

国際科学技術博覧会出展準備金制度を創設するとともに、時効により取得した土地の所有権の保存登記に対する登録免許税の軽減措置など適用期限の到来する租税特別措置について、実情に応じその適用期限を延長する等、所要の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十七年度約千九十億円である。

#### 委員長報告

国稅収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照

関稅暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）（衆議院送付）

五七、 一、二〇 内閣提出

三、三〇 衆可決

三、三一 参可決

#### 要旨

本法律案は、最近における内外經濟情勢の変化に対応し、我が国の貿易の円滑な發展に資するため、東京ラウンド交渉の合意に則つた関稅の段階的引下げを、一律二年分繰り上げて実施するとともに、半導体等の関稅率を引き下げることのほか、暫定的措置としてアルミニウムの塊を免税とする等、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、東京ラウンド交渉に基づき、我が国の関稅讓許品目についての実行関稅率の段階的引下げを、千六百五十三品目につき、昭和五十七年度予定分に加えて一律二年分繰り上げて実施するとともに、半導体、ウイスキー等について関稅率を引き下げる。

二、諸般の情勢を考慮して、シートたばこ、自動車用排気タービン過給機等を無税とするほか、関税割当制度品目のうち、タングステン鉱についてその適用を廃止するとともに、重油及び粗油の一次、二次税率を引き上げる。

三、著しい不況に陥っているアルミニウム精錬業の合理化に資するため、同業者の輸入するアルミニウムの塊の免税制度を新設するとともに、昭和五十七年三月三十一日に期限の到来する石油関連関税の減税・還付制度を一年間延長する等の措置を講ずる。

四、昭和五十七年三月三十一日に適用期限の到来する千九百七十五品目の暫定税率について、その適用期限を一年間延長する等所要の改正を行う。

なお、本法律施行に伴う昭和五十七年度一般会計分の関税減収見込額は、約四百億円であり、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の原重油関税の増収見込額は、約五十七億円である。

#### 委員長報告

国稅收納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五八号）（衆議院送付）

五七、三、一三 内閣提出

四、一三 衆可決

五、一四 参可決

#### 要旨

本法律案は、国際復興開発銀行に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同銀行に対し、従来の出資の額のほか、一九四四年七月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる十六億六千六百七十万ドルの範囲内において出資することができるものとするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果

を御報告申し上げます。

本案は、国際復興開発銀行に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、わが国が当該出資の額の増額に應ずるための措置を講じようとするものであり、政府は、同銀行に対して十六億六千六百七十万協定ドル、現在の合衆国ドルで約二十億一千万ドルを追加出資することができることとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第四号）（衆議院提出）

五七、 二、一〇 衆大蔵委員長提出

二、一六 衆可決

二、一七 参可決

#### 要旨

本法律案は、昭和五十六年度において、米の生産抑制の徹底と水田利用の再編成を図るため、政府が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田利用再編奨励補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

#### 委員長報告

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案の委員長報告参照